

【第14期】福岡県感染拡大防止協力金

福岡県議会議員 原中まさし
〒810-0044 福岡市中央区六本松3-11-33-102
電話：092-406-9390 Mail:info@haranaka.jp

- 福岡県の要請に応じて、【第14期】1月24日～2月20日の全ての期間に営業時間短縮等を行った事業者の皆さまに協力金が給付されます。
- 要件を満たす事業者の皆さまに【第14期】協力金の一部を先渡給付します。

期	【第14期】				
区域	県内全域				
期間	2022年1月24日(月)0時～2月20日(日)24時				
対象施設	<p>○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象。 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象。 ○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外。 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場。</p>				
要請内容	<p>※感染防止認証店は、要請内容①、②のいずれかを選択できます。選択した要請内容は、要請期間中は変できません。いずれの要請にしているかを来店客に対し明示する必要があります。 ※要請期間中に認証を取得した店舗は、取得した日以降、要請内容①、②のいずれかを選択できます。但し、取得した日の前日まで要請内容②にしていることが必要です。給付額は、各要請内容に応じた日数により日割で給付します。</p>				
	感染防止認証店		感染防止認証店以外		
	要請内容①		要請内容②		
	<p>○営業時間を5時から21時までの間とする。 (もともとの営業時間が5時から21時までの間である店舗は対象外) ○酒類の提供時間は11時からとし、オーダーストップは20時30分までとする。 ○福岡県から交付を受けた「感染防止認証マーク」(金色)を店外の利用者の見える場所に掲示し、認証書は店舗内の利用者の見える場所に掲示すること。 ○同一グループの同一テーブルへの入店案内は、4人以内とすること (認証店のうち、ワクチン検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」による、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の案内も可)</p>		<p>○営業時間を5時から20時までの間とすること。 (もともとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外) ○酒類の提供を行わないこと。 ○同一グループの同一テーブルへの入店案内は、4人以内とすること。</p>		
1店舗あたり給付額	○1日あたり給付額×28日間				
	※売上高減少方式 ○売上方式 中小企業	1日あたり売上高	1日あたり給付額	1日あたり売上高	1日あたり給付額
		8万3,333円以下	2万5千円	7万5千円以下	3万円
	○売上高減少方式 大企業	8万3,333円超 25万円未満	1日あたり売上高の3割	7万5千円超25万円未満	1日あたり売上高の4割
25万円以上		7万5千円	25万円以上	10万円	
[1日あたり給付額] 1日あたり売上高減少額の4割		上限:「20万円」			
上限:「20万円」 又は「1日あたり売上高の3割」の いずれか低い額		上限:「20万円」			
申請受付期間	2月21日(月)～3月20日(日)				

[1日あたり売上高] 前年度又は前々年度の時短要請月と同じ月の売上高
[1日あたり売上高減少額] 前年度又は前々年度の時短要請月と同じ月の売上高 - 今回の時短要請月の売上高